

公立大学法人公立諏訪東京理科大学役員報酬等支給基準（案）

区分	報酬（月額）	手当	賞与等
理事長（常勤）	895,000 円 ※1		(賞与) ・ 6 月支給額 給料月額×140/100（基礎額）×157.5/100（支給率） ・ 12 月支給額 給料月額×140/100（基礎額）×172.5/100（支給率） (通勤手当) (寒冷地手当) ◎賞与の額は、社会情勢、法人評価委員会が行う業務の実績評価及び役員の業務実績等を総合的に勘案し、10/100 の範囲内で増減可能とする。
副理事長(常勤) =学長	895,000 円 ※1		
理事（常勤） ※専任	706,000 円 ※2		
理事（常勤） ※職員が兼務		月額 100,000 円限度	
理事（非常勤）		月額 50,000 円	
監事（非常勤）		日額 30,000 円	

◇理事（常勤）について

- (1) 専任の場合：月額報酬 706,000 円 を支給。（法人設立時には配置無し）
- (2) 法人職員が兼務する場合：月額給料が常勤理事（専任）の月額に満たない場合は、月額 100,000 円 を限度として手当を支給。

[参考俸給表]

- ※1 国家公務員指定職俸給表 4 号俸（＝同規模の公立大学法人並みの月額）
- ※2 国家公務員指定職俸給表 1 号俸（＝同規模の公立大学法人並みの月額）
 （事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長
 その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用。）

理事長・副理事長の年収見込（報酬＋期末手当ベース）

$$(計算式) (895,000 \times 12) + (895,000 \times 1.4 \times 1.575) + (895,000 \times 1.4 \times 1.725) = \underline{14,874,900 \text{ 円}}$$

地方独立行政法人法

（役員の報酬等）

- 第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体に届け出るとともに、公表しなければならない。（以下、略）
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績（中略）その他の事情を考慮して定めなければならない。
- 第 56 条 第 48 条の規定は一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。